

令和2年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会

会 議 録

令和2年11月30日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 会議録

令和2年11月30日(月) 午後2時開議

アートホテル鹿児島 2階 桜島の間

議事日程〔第1号〕

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

議事日程〔第1号の2〕

日程第 3 議席の指定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定

日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求める件（鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件）

日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求める件（令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 8 認定第 1号 令和元年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件

日程第 9 認定第 2号 令和元年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件

日程第10 議案第 8号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第11 議案第 9号 令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第10号 令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第11号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(11人)

1番	森	博幸	議員	2番	川越	桂路	議員
4番	野畑	直	議員	7番	篠原	静則	議員
8番	田畑	誠一	議員	11番	欠員		
12番	欠員			13番	小園	裕康	議員
14番	林	義明	議員	15番	宮本	昭一	議員
16番	木場	一昭	議員	17番	広浜	喜一郎	議員
18番	鎌田	愛人	議員	20番	欠員		

欠席議員(6人)

3番	豊留	榮子	議員	5番	椎木	伸一	議員
6番	木原	繁昭	議員	9番	下平	晴行	議員
10番	塗木	弘幸	議員	19番	竹田	泰典	議員

説明のため出席した者(10人)

広域連合長職務代理者(※副広域連合長)	川添	健	君
事務局長	田崎	寛二	君
総務課長	神田	洋人	君
業務課長	野村	博昭	君
総務課主事	東	宏洋	君
業務課主査	大久保	瑞貴	君
業務課主査	永山	広子	君
業務課主事	登	大輝	君
業務課主事	田崎	啓太郎	君
業務課主事	八木	大輔	君

職務のため出席した者(2人)

事務局次長	桐野	義之	君	事務局主事	窪田	照幸	君
-------	----	----	---	-------	----	----	---

＝開会：午後２時００分＝

○副議長（宮本 昭一君） 定例会の開会に先立ち、御説明申し上げます。

本日は、議長が、空席となっておりますので、議長選挙が行われます間、地方自治法第１０６条第１項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

議員並びに傍聴の皆様に申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用をお願いいたします。

○副議長（宮本 昭一君） これより、令和２年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第２回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付いたしました議事日程〔第１号〕のとおりであります。

○副議長（宮本 昭一君） それでは、日程第１「仮議席の指定」を行います。

議事の進行上、去る令和２年５月１８日付及び同年７月９日付けの告示により実施されました、広域連合議会議員補欠選挙で当選されました議員の仮議席は、ただいま、御着席していただいている議席を指定いたします。

○副議長（宮本 昭一君） 次は、日程第２「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選とし、指名の方法は、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、そのように決しました。

議長に、川越桂路議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました川越桂路議員を議長の当選人とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、川越桂路議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました川越桂路議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

ここで、新議長の川越桂路議員を紹介いたします。

川越桂路議員。

〔川越桂路議員 起立〕

○議長当選者（川越 桂路君） ただいま、皆様方の御推挙により、議長に御選任いただきました、鹿児島市議会議長の川越桂路でございます。

広域連合議会議長として、公明公正な議事運営に努めますとともに、現行制度におきまして高齢者の皆様方が、安心して医療を受けられる制度の堅持に努めて参りたいと思います。

議員の皆様方の御協力を、よろしく願いいたします。

就任に当たりましての、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

〔川越桂路議員 着席〕

○副議長（宮本 昭一君） 以上をもちまして、私の職務は終了いたしました。

この間の御協力、まことにありがとうございました。

それでは、川越桂路議長、議長席にお着き願います。

〔宮本昭一副議長 自席に着席〕

〔川越桂路議長 議長席に着席〕

○議長（川越 桂路君） この際、諸般の報告をいたします。

配布いたしましたとおり、まず、議員異動の報告でございます。

本年2月開催の令和2年第1回定例会以降の広域連合議会議員の異動につきましては、配付しております「議員異動報告書」のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による「令和2年度定期監査」、及び同法第235条の2第3項の規定による「例月現金出納検査」の結果報告がありました。

ただいまからの議事日程は、配付いたしました議事日程〔第1号の2〕

のとおりであります。

○議長（川越 桂路君） それでは、日程第3「議席の指定」を行います。

去る、令和2年5月18日付け、及び同年7月9日付けの告示により実施された、広域連合議会議員の補欠選挙で当選されました、小園裕康議員、木原繁昭議員、及び川越桂路議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、小園裕康議員を13番、木原繁昭議員を6番、川越桂路議員を2番に指定いたします。

○議長（川越 桂路君） それでは、日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号7番 篠原静則議員、及び議席番号 14番 林義明議員を指名いたします。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第5「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今議会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（川越 桂路君） ここで、川添広域連合長職務代理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

川添広域連合長職務代理者。

〔川添健広域連合長職務代理者 起立〕

○広域連合長職務代理者（川添 健君） 令和2年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会の開催に際し、一言御挨拶を申し上げます。

まず、岩切薩摩川内市長が、令和2年11月6日付けで同市長の任期が満了となったことに伴い、広域連合規約により広域連合長の職を同時に退任されました。

このため、今回の定例会は、副広域連合長であります私が、広域連合長職務代理者として召集したところでございます。

広域連合長が新たに選出されるまでの間、広域連合長の職務を代行させていただきますので、広域連合議会議員の皆様方や関係市町村、県をはじめとする関係諸機関におかれましては、よろしくお願いを申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、本年度で13年目を迎えることとなりますが、当広域連合の被保険者数は、平成20年の制度発足当初は約25万人でございましたが、令和2年3月末現在、約26万5千人と、発足当初に比べて6パーセント伸びております。

これに伴って、医療費も年々増加しているところでございます。

今後も、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題など、更なる高齢化の進展により被保険者が増加し、それに伴い医療費も増加していくことが見込まれ、社会保障をとりまく環境は、ますます厳しくなることが予想されます。

また、日本国内においても流行しております新型コロナウイルスによる感染症については、急速な勢いで世界中に拡散し、国際社会を挙げて対策が講じられておりますが、未だ事態の収束は見通せず、国際的な脅威になっており、国におきましては、全世代型社会保障改革を推進するため、医療保険の給付と負担の見直しや、高齢者保健事業の充実などについて、検討が進められております。

私ども広域連合といたしましても、国の動向を注視するとともに、今年度から始まった高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業など、健康寿命の延伸により、高齢者の方々が元気に活躍できる社会の実現のため、市町村と連携を図りながら、本制度の円滑な運営に努めていきたいと考えております。

本日は、令和元年度一般会計、特別会計決算認定、並びに令和2年度一般会計、特別会計補正予算などの議案を提案しております。

何卒、慎重な御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、今後とも当広域連合の運営に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会開会に当たりましての、御挨拶とさせていただきます。

〔川添健広域連合長職務代理者 着席〕

○議長（川越 桂路君） それでは、引き続き議事を続行いたします。

次は、日程第6 承認第1号「専決処分の承認を求める件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） 承認第1号「専決処分の承認を求める件」（鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件）について、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症の県内での感染拡大に伴い、被保険者に傷病手当金を支給するため、鹿児島県後期高齢者医療に関する条例の改正を必要といたしましたが、議会を開催する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、御報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、3ページ及び4ページを御確認ください。

また、5ページから8ページにつきましては、新旧対照表となっておりますので、併せて御確認ください。

なお、現在のところ被保険者からの申請はございません。

また、この傷病手当金につきましては、国の特別調整交付金の交付対象となっておりますことから、適用期間につきましては、財政支援の適用期間に合わせ施行規則において、令和2年1月1日から同年9月30日までの間に療養のため就労することができない期間といたしておりましたが、令和2年8月17日付の厚生労働省事務連絡により財政支援の適用期間が、令和2年12月31日まで延長されたことから同規則についても一部改正し、適用期間を令和2年12月31日までといたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔田崎寛二事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件につきましては、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、承認第1号「専決処分の承認を求める件」について採決いたします。

本件につきましては、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は承認されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第7 承認第2号「専決処分の承認を求める件」を議題といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） それでは、承認第2号「専決処分の承認を求める件」（令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））につきまして、御説明申し上げます。

議案書の9ページを御覧ください。

この補正は、ただいま御説明いたしました、承認第1号の条例改正と併せ、必要な予算を専決処分したものでございます。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

18ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

2款2項1目の調整交付金を100万円計上いたしております。

19ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款3項2目の傷病手当金を100万円計上しております。

以上で、説明終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川越 桂路君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件につきましては、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、承認第2号「専決処分の承認を求める件」について採決いたします。

本件につきましては、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は承認されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第8 認定第1号「令和元年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） 認定第1号「令和元年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の26ページ、27ページをお開きください。

表の一番下にございます歳入合計欄を御覧ください。

予算現額8,716万1千円に対し、調定額、収入済額ともに8,718万9,573円で、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

28ページ、29ページをお開きください。

歳出合計欄を御覧ください。

予算現額8,716万1千円に対し、支出済額は8,232万8,644円でございます。

歳入歳出差引残額は486万929円となり、純繰越額として翌年度へ繰越しております。

それでは、事項別明細書に従いまして、主なものを説明させていただきます。

32ページ、33ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款 分担金及び負担金 1項 負担金、及び2款 繰越金 1項 繰越金は、全額が収入済となっております。

次に、歳出でございます。

34ページ、35ページをお開きください。

1款 議会費 1項 議会費は、議員報酬、費用弁償、議場音響設備及び会議録作成委託料、会場借上料が主な支出でございます。

2款 総務費 1項 総務管理費は、派遣職員給与等負担金、事務室等の借上料及び幹事会、運営委員会の旅費などがございます。

36ページ、37ページをお開きください。

2項 選挙費は、選挙管理委員会、議会議員選挙に係るものでございます。

3項 監査委員費は、委員報酬及び費用弁償等でございます。

3款 予備費 1項 予備費は、充用はございませんでした。

不用額の総合計は、483万2,356円となっております。

なお、不用額の主な理由につきましては、別冊、議案説明資料の3ページから4ページの一般会計歳出決算参考資料の備考欄に記載がございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

お戻りいただいて議案書の41ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額が486万929円となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額となり純繰越額として同額を、令和2年度へ繰り越します。

続いて、45ページの財産に関する調書を御覧ください。

1 公有財産、3 債権、及び4 基金については、該当はございません。

2 物品につきましては、取得価額が100万円以上のものを掲載して

おりますが、令和元年度中の増減はございません。

次に、81ページから主要な施策の成果説明書といたしまして、令和元年度の事業実績等を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、95ページから監査委員の令和元年度歳入歳出決算審査意見書を添付しております。

97ページをお開きください。

一般会計及び後ほど説明いたします後期高齢者医療特別会計を通してですが、令和2年7月29日に監査委員の審査を受け、「第4 審査の結果」にありますように、「各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数についても正確であることを認めた。また、各会計における予算の執行状況、財産の管理については、概ね適正に処理されていることを認めた。」という審査結果を受けております。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川越 桂路君） 当局の説明が終わりました。

これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件につきましては、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、認定第1号「令和元年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」について採決いたします。

本件につきましては、認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は認定されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第9 認定第2号「令和元年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） 認定第2号「令和元年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の52ページ、53ページをお開きください。

表の一番下にございます歳入合計欄を御覧ください。

予算現額2,836億9,479万9千円に対し、調定額2,874億952万7,414円、収入済額2,873億9,588万2,349円、不納欠損額0円、収入未済額1,364万5,065円となっております。

54ページ、55ページをお開きください。

歳出合計欄を御覧ください。

予算現額2,836億9,479万9千円に対し、支出済額2,799億7,854万3,479円でございます。

歳入歳出差引残額は、74億1,733万8,870円となり、純繰越額として翌年度へ繰り越しております。

それでは、事項別明細書に従いまして主なものを御説明申し上げます。

58ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款 市町村支出金 1項1目 事務費負担金につきましては、予算現額5億188万円に対して、全額が収入済みとなっております。

2目 保険料等負担金につきましては、予算現額206億7,706万7千円に対して収入済額は、206億9,513万9,366円となっております。

2款 国庫支出金 1項1目 療養給付費負担金につきましては、予算現額670億1,068万8千円に対して、収入済額は698億4,711万8,602円で、28億3,643万602円の増額となっております。

これは、交付額が交付申請額を上回ったことによるものでございますが、実績額を超過した分につきましては、令和2年度での精算となります。

2項1目 調整交付金につきましては、予算現額287億1,632万9千円に対して、収入済額は287億6,614万円となっております。

3目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、予算現額9億7,354万円に対して、収入済額は9億8,181万9,416円となっております。

60ページをお開きください。

4款 支払基金交付金 1項1目 後期高齢者交付金につきましては、予算現額1,090億5,230万2千円に対して、収入済額は1,099億5,439万8,740円となっております。

これは、現役世代からの支援金でございます。

5款1項1目 特別高額医療費共同事業交付金につきましては、予算現額5,246万7千円に対して、収入済額は7,381万7,115円となっております。

62ページをお開きください。

6款 諸収入 3項1目 第三者納付金につきましては、予算現額2億9,540万3千円に対して、収入済額2億9,287万2,523円、収入未済額686万9,215円となっております。

収入未済額につきましては、広域連合が加害者に直接請求している第三者損害賠償金の未納分で、翌年度へ滞納繰越となります。

2目 返納金につきましては、予算現額2,611万2千円に対して、収入済額3,259万6,396円、収入未済額677万5,850円となっております。

返納金の主なものは、被保険者の負担区分変更等に伴う療養給付費の返納金で、収入未済額につきましては、翌年度への滞納繰越となります。

7款1項1目 繰越金は、予算現額91億681万4千円に対して、収入済額は91億681万4,942円となっております。

64ページをお開きください。

次に、歳出でございます。

1 款 総務費、1 項 1 目 一般管理費は、電算システムの保守運用に係る委託料や、賃借料、業務課派遣職員の人件費等の負担金で、不用額の主なものは、旅費や役務費、委託料の執行残でございます。

2 項 1 目 レセプト点検事業費は、主に診療報酬明細書等の二次点検に係る委託料等で、不用額の主なものは、同委託料の執行残でございます。

2 目 訪問指導事業費は主に、各種訪問指導事業に係る委託料等で、不用額の主なものは、同委託料の執行残でございます。

6 6 ページをお開きください。

5 目 第三者行為求償事業費は、交通事故などの第三者行為に関する求償事務に係る委託料が主なものでございます。

2 款 保険給付費 1 項 1 目 療養給付費は、国保連合会を通して、医療機関に支払う医科、歯科、調剤等に係る診療報酬等の負担金でございます。

2 目 療養費は、一般診療や補装具、あんま、はり・きゅう等に係る負担金でございます。

2 項 1 目 高額療養費は、被保険者が医療機関に支払った一部負担金の合計が自己負担額を超えた場合に、被保険者に支払う負担金でございます。

3 項 1 目 葬祭費は、被保険者が死亡した場合に葬祭執行者に対し 2 万円を支給するものでございます。

3 款 1 項 1 目 特別高額医療費共同事業拠出金は、高齢者の医療の確保に関する法律第 1 1 7 条に基づき、広域連合における著しく高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するため、国保中央会が全国レベルで財政調整をする特別高額医療費共同事業へ支払う負担金でございます。

6 8 ページをお開きください。

4 款 保健事業費 1 項 1 目 健康診査費は、長寿健診事業に係る補助金や口腔検診事業に係る委託料が主なものでございます。

2 目 その他健康保持増進事業費は、適正服薬支援体制構築事業等に係る委託料や健康保持増進特別対策事業に係る補助金でございます。

6 款 諸支出金 1 項 4 目 償還金は、平成 3 0 年度の療養給付費等の

実績確定に基づく精算により、国・県・市町村等に超過交付分の返還を行ったもので、その内容は69ページの備考欄に記載のとおりでございます。

70ページをお開きください。

7款1項1目 予備費は、2款2項1目の19節、及び3款1項1目の19節へ合計2,150万8千円を充用いたしております。

つづいて、75ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額が、74億1,733万8,870円となっております。

翌年度に繰り越すべき財源はないため実質収支額も同額となり、純繰越額として同額を令和2年度へ繰り越します。

なお、令和元年度特別会計歳入歳出決算についての監査委員の審査結果につきましては、先ほど一般会計決算の説明の際に申し上げたとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川越 桂路君） 当局の説明が終わりました。

これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、認定第2号「令和元年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」について採決いたします。

本件については、認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は認定されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第10 議案第8号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定

の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） 議案第8号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

121ページを御覧ください。

今回の改正は、地方自治法の一部改正により、監査制度の充実強化のため監査委員の専門性を補完する監査専門委員を選任することができることとされました。

よって、本広域連合におきましても、本年3月に制定いたしました監査基準におきまして、必要に応じて監査専門委員を選任することができることといたしまして、同委員は非常勤特別職となることから、今回その報酬及び費用弁償を定めるものであります。

また、他県の広域連合の条例の制定内容に合わせ、区分にその他を設けるものでございます。

改正点につきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。

123ページをお開きください。

第2条の支給対象に、7号として監査専門委員、8号にその他を加え、124ページになりますが、別表第2に監査専門委員の報酬額を日額1万5千円、その他は予算に定められた範囲内といたしまして、費用弁償につきましては、いずれも別に定める額といたしております。

改正後の条例施行日は、公布の日といたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川越 桂路君） 当局の説明が終わりました。

これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件につきましては、

質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第8号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について採決いたします。

本件につきましては、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第11 議案第9号「令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） 議案第9号「令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

議案書の125ページを御覧ください。

今回の補正は、令和元年度決算剰余金の確定に伴い、歳入歳出それぞれ485万9千円追加し、予算の総額を9,330万1千円とするものであります。

主なものにつきまして、事項別明細書により御説明いたします。

132ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

2款1項1目の繰越金につきましては、令和元年度一般会計の純繰越金486万円から令和2年度の当初予算計上分の1千円を差し引いた残りの485万9千円を計上いたしております。

133ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款3項1目 監査委員費の4万8千円は、先ほど報酬条例の改正において御説明いたしました、監査専門委員設置に伴う報酬及び費用弁償でございます。

3款1項1目 予備費につきましては、歳入における繰越金の増額分を監査委員費以外に特段の用途がないことから残額481万1千円を計上しております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川越 桂路君） 当局の説明が終わりました。

これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件につきましては、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第9号「令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本件につきましては、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第12 議案第10号「令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） 議案第10号「令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

議案書の137ページをお開きください。

今回の補正は、令和元年度決算剰余金の確定に伴い、歳入歳出それぞれ32億1,352万9千円追加し、予算の総額を2,856億9,558万4千円とするものであります。

それでは、主な変更点につきまして事項別明細書で説明いたしますので、144ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款 市町村支出金 1項3目 療養給付費負担金を8,608万5千円増額しております。

これは、令和元年度療養給付費の実績確定、精算に伴い、負担不足となっておりました市町村の負担額を計上したものでございます。

次に、2款 国庫支出金 1項2目 高額医療費負担金、並びに3款 県支出金 1項2目 高額医療費負担金を、それぞれ1,499万2千円増額しております。

これは、令和元年度高額療養費の実績確定に伴い、国、県負担金の不足額を計上したものでございます。

次に、4款 支払基金交付金 1項1目 後期高齢者交付金を14億2,935万2千円減額しております。

これは、令和元年度後期高齢者交付金の確定に伴う返還金につきまして、令和2年度の同交付金から返還額を相殺するため減額するものでございます。

次に、9款1項1目 繰越金を45億2,681万2千円増額しております。

これは、令和元年度特別会計の決算におきまして、令和2年度への繰越金額が確定したことによるものでございます。

145ページを御覧ください。

次に、歳出でございます。

2款 保険給付費 1項1目 療養給付費につきまして、14億2,935万2千円の財源更正を行っております。

これは、令和元年度後期高齢者交付金の確定に伴う返還金を、令和2年

度の同交付金から相殺するための減額分について、繰越金から充当することに伴う財源更正でございます。

7款 諸支出金 1項4目 償還金を31億7,100万2千円計上いたしております。

これは、令和元年度療養給付費等の負担金や、医療費適正化事業費等の補助金の確定、精算によりまして、償還金といたしまして右の説明欄に記載のとおり、返還するものでございます。

8款1項1目 予備費は4,252万7千円増額しております。

これは、先ほど歳入において説明いたしました、9款1項1目の繰越金につきまして、国等への返還金等の精算額が確定したものを控除した残余でありまして、現段階では特定の用途がないことから予備費に計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川越 桂路君） 当局の説明が終わりました。

これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件につきましては、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第10号「令和2年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

本件につきましては、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第13 議案第11号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） 議案第11号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

議案書は147ページからでございますが、初めに149ページの提案理由を御覧ください。

今回の条例改正は、平成30年度税制改正による個人所得課税の見直しに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されたことから、所得の少ない方に係る保険料の減額基準につきまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、別冊の議案説明資料で御説明いたします。

議案説明資料の25ページをお開きください。

別冊の方でございます。

1 改正の趣旨につきましては、先ほどの提案理由のとおりでございます。参考といたしまして、個人所得課税の見直し内容について掲載いたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に改正の内容でございますが、基礎控除額を43万円に引き上げるとともに、当該世帯に給与所得者等の被保険者が二人以上いる場合は、当該基準額に給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えるものとなります。

具体的には次のページの表のとおりでございます。

下線部分が改正箇所となりまして、実際には改正後も現在の減額基準と同様になるよう今回、改正するものでございます。

最後に、改正後の条例施行日は令和3年1月1日とし、令和3年度分の保険料に適用いたしますが、経過措置といたしまして令和2年度までの保険料は従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川越 桂路君） 当局の説明が終わりました。

これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件につきましては、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第11号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について採決いたします。

本件につきましては、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、川添広域連合長職務代理者から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

川添広域連合長職務代理者。

〔川添健広域連合長職務代理者 起立〕

○広域連合長職務代理者（川添 健君） 定例会の閉会に際し、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様方には慎重な御審議を賜り、また、提案いたしました議案について、いずれも原案どおり可決を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

ありがとうございます。

当広域連合といたしましては、今後とも各関係機関、団体とも連携を図り、本制度の円滑な運営を進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方をはじめ、各関係各位におかれましては、今後とも制度の運営について御理解、御協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。

閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます

た。

〔川添健広域連合長職務代理者 着席〕

○議長（川越 桂路君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

＝閉会：午後2時52分＝

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 川 越 桂 路

署名議員 篠 原 静 則

署名議員 林 義 明